

# 令和5年度 集団指導

## 指導監査（運営・管理）について

### 届出（認可外）保育施設向け資料



しろまるひめ

姫路市 幼保連携政策課  
監査・指導担当（**監査指導課**内）  
電話 079-221-2387  
FAX 079-221-2487

令和5年5月

# 目次

です



しりとりしめ

- 1 認可外保育施設指導監督基準** . . . . . P.3~49
- 2 特定子ども・子育て支援施設等** . . . . . P.50~52
- 3 運営基準** . . . . . P.53~60
- 4 指導監査** . . . . . P.61~62
- 5 過去の主な指摘事例** . . . . . P.63~69
- 6 姫路市主催の研修案内** . . . . . P.70~71
- 7 姫路市独自の呼称** . . . . . P.72~74
- 8 変更届** . . . . . P.75~77
- 9 その他・参考** . . . . . P.78~83

# 1 認可外保育施設 指導監督基準

※ 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の基準を記載。

# 指導監査の確認項目

○ 「認可外保育施設指導監督基準」について指導監査します。

## 認可外保育施設指導監督基準

No	項目
①	保育に従事する者の数及び資格
②	保育室の構造、設備及び面積
③	非常災害に対する措置
④	保育室を2階以上に設ける場合の条件
⑤	保育内容
⑥	給食
⑦	健康管理・安全確保
⑧	利用者への情報提供
⑨	備える帳簿類

## ① 保育に従事する者の数及び資格

### ◆保育に従事する者の数

0歳児	3人	：保育従事者1人
1、2歳児	6人	：保育従事者1人
3歳児	20人	：保育従事者1人
4、5歳児	30人	：保育従事者1人

- 保育従事者は2人を下回ってはならず、常時2人以上配置すること。ただし、主たる開所時間（11時間）を超える時間帯において、現に保育している児童が1人である場合は1人でも可。
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。

※当該児童の年齢は年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則です。

# ① 保育に従事する者の数及び資格

## ◆保育に従事する者の数

(例) 0歳児5人、1・2歳児12人、3歳児10人、4・5歳児20人の場合

0歳児	$5人 \div 3 = 1.66 \dots \doteq 1.6$	} (小数点第2位以下を切り捨て)
1・2歳児	$12人 \div 6 = 2$	
3歳児	$10人 \div 20 = 0.5$	
4・5歳児	$20人 \div 30 = 0.66 \dots \doteq 0.6$	
合計	$1.6 + 2 + 0.5 + 0.6 = 4.7 \doteq 5$ (合計後に小数点以下を四捨五入)	

よって、必要保育従事者数は5人。

※ 国の定める最低基準の人数であるため、安全に保育ができるよう最低基準以上の保育従事者の配置に努めてください。

# ① 保育に従事する者の数及び資格

## ◆保育に従事する者の有資格者の数

- 必要保育従事者の概ね 3分の1以上は保育士または看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。
  - ※ 必要保育従事者数が5人の場合、  
 $5 \div 3 = 1.66 \dots \div 2$ （小数点以下を四捨五入）  
よって、必要となる有資格者数は2人以上。
- 常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。
- 保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有することが望ましい。
- 保育士又は看護師の資格を有しない者については、一定の研修を受講することが望ましい。（兵庫県が実施の「子育て支援員研修（地域保育コース）」等）

# ① 保育に従事する者の数及び資格

## ◆保育士の名称

- 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならない。（児童福祉法第18条の23）
- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになる。（児童福祉法第62条）  
※事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても名称独占違反の罰則が課されるおそれがある。
- 保母、保父等で、保育士登録をされていない方は、「登録事務処理センター」（東京都）で保育士登録をしてください。  
（登録事務処理センター <https://www.nippo.or.jp/hoikushi>）



## ② 保育室の構造、設備及び面積

◆乳幼児の保育を行う部屋（保育室）、調理室、便所があること。

### ◆保育室

➤ 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

➤ 乳児（0歳児）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

※ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましい。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。  
なお、同一のベビーベッドに2人以上の乳幼児を寝かせないこと。

➤ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

## ② 保育室の構造、設備及び面積

### ◆調理室

- 衛生的な状態が保たれていること。
- 乳幼児が簡単に立ち入ることがないよう区画等されていること。
- 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。

### ◆便所

- 手洗い設備が設けられ、衛生的に管理されていること。
- 保育室や調理室と区画され衛生上問題がないこと。
- 乳幼児が安全に使用できること。
- 便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

### ③ 非常災害に対する措置

#### ◆消火用具、非常口の設置

- 全ての職員が設置場所や使用方法を知っていること。
- ※ 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

#### ◆非常災害に対する計画

- 具体的な計画（消防計画等）が作成されていること。
- ※ 災害の発生に備え、緊急時の対応、手順、職員の役割分担等が記されていること。

#### ◆避難消火等の訓練

- 定期的な避難・消火訓練等の訓練を毎月1回以上実施すること。
- ※ 消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練をすること。

#### 【その他】

- 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある施設は、「避難確保計画」を作成し、市（危機管理室）に届ける義務があります。また、「避難確保計画」による避難訓練を実施した時の報告も必要です。

## ④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆災害避難の観点から、保育室は1階に設けることが望ましい。

### ◆保育室を2階に設ける場合

➤ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

➤ 次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、「③非常災害に対する措置」に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	1以上必要
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	1以上必要

## ④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

### ◆保育室を3階に設ける場合

➤ 以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	1以上必要
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	1以上必要

## ④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

### ◆保育室を3階に設ける場合（つづき）

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

## ④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

### ◆保育室を3階に設ける場合（つづき）

- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## ④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

### ◆保育室を4階に設ける場合

➤ 以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</li> <li>② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</li> </ul>	1以上必要
避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</li> <li>② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</li> </ul>	1以上必要

ウ～キ 「保育室を3階に設ける場合」の内容と同じ



## ⑤ 保育内容

### ◆保育の内容

- 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ※ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。
- ※ 児童への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針」を理解することが不可欠であること。

□ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）

□ 保育所保育指針解説（平成30年2月）

（厚生労働省HP：保育所保育指針関係に掲載されています）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html)



## ⑤ 保育内容

### ◆保育の内容（つづき）

- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- ※ 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つこと。
- ※ 外遊びなど、安全に十分配慮し、戸外で活動できる環境が確保されていること。
- 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- ※ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることが、児童にとって重要であること。
- ※ 保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。
- 必要な遊具、保育用品等を備えること。
- ※ 大型遊具を備える場合、安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。大型遊具については、自主点検に加えて専門業者による点検を定期的（年1回以上）に受けることが望ましい。
- ※ 年齢に応じた玩具が備えられ、安全で衛生的な状態であること。

## ⑤ 保育内容

### ◆保育従事者の保育姿勢等

- 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
- 特に施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- 保育所保育指針を理解する機会（研修等）を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。
- ※ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。
- ※ いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

## ⑤ 保育内容

### ◆保育従事者の保育姿勢等（つづき）

#### ➤ 不適切な保育の防止

- ① 保育所等において、虐待等の不適切な保育が行われたという事案が全国で相次いでいます。不適切な保育がおこらないよう日々の保育内容を確認してください。
  
- ② 国作成「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月）」や、全国保育士会作成「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」も活用し、保育の在り方を点検してください。

## ⑤ 保育内容

### ◆保育従事者の保育姿勢等（つづき）

- ③ 保育所等において虐待等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で、**市へ速やかに情報提供し**、今後の対応について協議してください。不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を行います。また、事案の性質や重要性等に応じ、**事案の公表等の対応**も判断していきます。

※（令和4年12月7日付け国通知「保育所等における虐待等に関する対応について」参照）

※（令和5年5月12日付け国通知「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」参照）

➤ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、**虐待等不適切な養育が疑われる**場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

（姫路市の相談窓口：こども家庭総合支援室 079-221-2944）

## ⑤ 保育内容

### ◆保護者との連絡等

- 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- ※ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。
- 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応する。

## ⑥ 給食

### ◆衛生管理の状況

- 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- ※ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
- ※ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ※ 哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
- ※ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共有しないこと。
- ※ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。

## ⑥ 給食

### ◆食事内容等の状況

- 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とすること。
- 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
- ※ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
- ※ 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- ※ 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。
- ※ 独自で献立を作成することが困難な場合には、本市（こども保育課）が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- ※ 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭との連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- ※ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（生活管理指導表）に基づき、適切な対応を行うこと。



# ⑥ 給食

## ◆ 生活管理指導表

- アレルギー疾患を有する子どもについては、保護者の依頼を受けて医師（かかりつけ医）が記入する「生活管理指導表」に基づき適切に対応する必要がある。
- 活用の流れは「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂）」を参照のこと。

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

### 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

提出日 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 ( 歳 月 日 ) \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
食物アレルギー (あり・なし)	<b>A. 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・ロゼアアレルギー-産後群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー-その他) <b>B. アナフィラキシー病型</b> 1. 食物 (原因) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC、D欄及び下記C、E欄を参照) <b>B. アレルギー用調整粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに〇、又は( )内に記入 ミルクHP・ニューMA1・MA2・ベビディエット・エレンタールフォーミュラ その他( )	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名 電話	
	<b>C. 原因食品・除去根拠</b> 該当する食品の番号に〇を、かつ( )内に除去根拠を記載 [除去根拠] 該当するもの全て( )内に番号を記載 ( )内の内容は、 ①食物アレルギー診断 ②アレルギー検査結果 ③医師の指示	<b>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</b> 病型・治療のC、D欄で除去の際により厳しい除去が必要なもののみに〇をつける 完全無しの場合は、該当する食品を使用しない料理について、給食対応が困難となる場合が表れます。 1. 鶏卵: 卵黄カレンデュラ 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・小麦 4. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 5. コメ: コメ油 6. 魚類: かつおだし・いりこだし 7. 肉類: エキス <b>D. 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を扱う活動の制限 ( ) 3. 調理活動時の制限 ( ) 4. その他 ( )	<b>E. 特記事項</b> (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は保育所が保護者と相談の上決定)	
気管支ぜん息 (あり・なし)	<b>A. 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B. 長期管理薬</b> (症状発症治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 別剤: 投与量(日): 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. LSCG吸入薬 4. ベータ2刺激薬(吸入・貼付薬) 5. その他 ( )	<b>C. 急性増悪(発作)治療薬</b> 1. ステロイド吸入薬 2. ベータ2刺激薬吸入薬 3. その他 ( ) <b>D. 急性増悪(発作)時の対応</b> (自由記載)	<b>A. 寝具に関して</b> 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要 ( ) <b>B. 動物との接触</b> 1. 管理不要 2. 動物への反応が強い(ため不可) 動物名 ( ) 3. 飼育活動等の制限 ( )	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名 電話
	<b>C. 急性増悪(発作)時の対応</b> (自由記載)	<b>C. 寝具に関して</b> 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要 ( ) <b>D. 動物との接触</b> 1. 管理不要 2. 動物への反応が強い(ため不可) 動物名 ( ) 3. 飼育活動等の制限 ( )	<b>C. 外遊び・運動に対する配慮</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容) <b>D. 特記事項</b> (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は保育所が保護者と相談の上決定)	

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び補助期間・医療機関等と共有することに同意しますか。

同意する  
同意しない

保護者氏名 \_\_\_\_\_

## ⑥ 給食

### ◆参考とするガイドライン等

- 「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）（2019（平成31）年4月厚生労働省）
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）
- 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）
- 「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）

## ⑥ 給食 ⑦健康管理・安全確保

### ◆アレルギーに関する相談窓口

➤ 兵庫県において、「兵庫県アレルギー疾患相談事業」が実施されています。保育所・学校等職員からのアレルギー疾患に関する相談に対して、兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院の医師等が相談員となり、医学的見地による助言・指導を行っています。（児童本人や保護者からの直接の相談は受け付けられません。）相談の流れ等に関して、詳しくは「兵庫県アレルギー疾患相談事業」で検索して、ご確認ください。

- 対象疾患  
気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等
- 相談内容
  - ①保育所・学校等における生活上の注意点や対応
  - ②校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応
  - ③学校給食の対応（食物アレルギー対応）

#### 担当窓口

兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課

TEL:078-362-3264

Mail: kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆ 児童の健康状態の観察

- 毎日、登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
- ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等についての健康状態の観察を行うこと。
- ※ 登園時、保護者から児童の状態の報告を受けること（連絡帳の活用を含む）。
- ※ 降園時、保護者へ児童の状態を報告すること。

### ◆ 児童の発育チェック

- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆ 児童の健康診断

- 継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回（歯科検診については、年に1回）実施すること。
- ※ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させることでも可。その場合、診断日が健康診断の対象期間内であれば1回の健康診断とみなす。
- ※ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。

### 【姫路市の方針】

- 利用開始時 = 利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後とする。
- 1年に2回実施 = 概ね6か月毎に実施（前回実施日から6か月後の日の前後各60日以内とする。）

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆児童の健康診断（つづき）

- 学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。

#### <利用開始時健康診断の検査項目>

栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、その他の疾病及び異常の有無

#### <定期健康診断の検査項目>

身長、体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆ 職員の健康診断

- 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- ※ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている（非常勤職員の場合、常勤職員の4分の3以上勤務する者に限る）。

#### <健康診断の検査項目>

既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、胸部エックス線、血圧、血液（貧血、肝機能、血中脂質、血糖）、尿、心電図

※定期健診のみ、一部の検査項目が年齢など、医師の判断で省略できる場合があります。なお、採用時の健診では省略できる検査項目はありませんので注意してください。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆職員の健康診断（つづき）

- 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。
- ※ 検便対象：調理員、調乳担当者。非常勤職員も必要である。
- ※ 検査項目：赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157を含む）

### ◆医薬品等の整備

- 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- ※ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、備え付けること。



## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆感染症への対応

- 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
  - ※ 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2023（令和5）年5月一部改訂）を参考にすること。
  - ※ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。
- 感染症罹患後の再登園について（姫路市の方針）
- 本市では、治癒後の再登園について、医師の治癒証明の提出を求めることは感染症対策として効果的でなく子どもや医療機関の負担となるため、医師の証明書（意見書）は不要としている。
  - 施設においては、次の①又は②の対応が必要であること。
    - ① 保護者に聞き取りの上で「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨を記録し、保管する。
    - ② 保護者が記入した「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の書面（登園届）を保管する。（※次頁 参考様式参照）

# ⑦ 健康管理・安全確保

## ◆感染症への対応（つづき）

### □ ②（参考様式）感染症罹患後の「登園届」（保護者記入用）

本市ホームページ「令和5年度 届出保育施設等集団指導の資料提供」からダウンロードできます。

登 園 届（保護者記入）

\_\_\_\_\_ 保育園施設長殿

入所児童名 \_\_\_\_\_  
年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	R S ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

(医療機関名・医師名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診)  
 において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので  
 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

※保護者の皆様へ  
 届出保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやす（別表）を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届を記入し、受診情報（例：お薬手帳、医療機関の医療費明細書、薬局の調剤明細書、医療機関又は薬局の領収証などの写し）を添付して提出をお願いします。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ※ 保育室に職員が在室し、注意を払うこと。
  
- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。
  
- 保育室では禁煙を厳守すること。
- ※ 兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、保育室だけでなく、敷地内禁煙を厳守する必要があること（屋外喫煙場所の設置も不可）。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保

➤ 令和5年4月1日より安全計画の策定が義務付けられています。安全計画例は、令和4年12月16日付け厚生労働省通知「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照ください。

- ① 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての年間スケジュール（「安全計画」）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- ② 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的を実施すること。
- ③ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内、室外遊具の安全点検</li> <li>・緊急連絡先の確認</li> <li>・消防設備の機器点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩コースや遠足時の安全確認</li> <li>・木の害虫駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール、プール用具の安全確認</li> <li>・木の剪定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール、プール用具の安全確認</li> <li>・園舎全体(扉、水道、トイレ、高所等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加湿器、空気清浄機の安全確認</li> <li>・園庭全体(フェンス、排水路、大型遊具等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外遊具の安全点検</li> <li>・台風対策(備蓄の確認等)</li> </ul>
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園外保育の危険箇所の点検</li> <li>・園外保育での歩き方の指導</li> <li>・消防設備の総合点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房器具の点検、使用方法の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬用遊具の安全点検</li> <li>・冬季における暖房の設定温度、室内換気についての確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内遊具の安全点検</li> <li>・水回りの点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩コースの点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎全体(扉、水道、トイレ、高所等)</li> <li>・園庭全体(フェンス、排水路、大型遊具等)</li> </ul>

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検) 予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	2022年 4月 1日	2023年 3月 20日	職員室内、各クラス内
<input type="checkbox"/> 睡眠	2021年 8月 31日	2023年 4月 7日	職員室内、各クラス内
<input type="checkbox"/> 食事	2022年 5月 16日	2023年 4月 7日	職員室内、ランチルーム掲示
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	2022年 6月 1日	2023年 4月 7日	職員室内
<input type="checkbox"/> 園外活動	2019年 11月 1日	2023年 5月 3日	職員室内、各クラス内
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	2022年 3月 1日	2023年 3月 1日	職員室掲示、送迎バス内
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	2021年 6月 18日	2023年 4月 3日	職員室内、各クラス内
119番対応時マニュアル	2022年 4月 1日	2023年 4月 3日	職員室内、各クラス内
救急対応時マニュアル	2022年 4月 1日	2023年 4月 3日	職員室内、各クラス内
不審者対応時マニュアル	2022年 4月 1日	2023年 4月 3日	職員室内、各クラス内

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（認可外保育施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上 3歳未満児	固定遊具の使い方 登降園時の道路の飛び出し防止 散歩時の歩き方 バス乗車の約束 SIDS について（保健だより） 与薬について（保健だより）	プール遊びの約束 様々な遊具の使い方 爪の切り方（保健だより） 園でのケガの対応（保健だより） 熱中症対策	交通安全教室の実施	散歩時の歩き方指導 雪の日の安全な外遊びの仕方
3歳以上児	固定遊具の使い方やルール説明 登降園時の道路の飛び出しやドア の開閉時の仕方 散歩時の歩き方 バス乗車の約束、危険時のクラク ションの使い方（バス利用児、年 長、年中組） 防災教室（年長組） 与薬について（保健だより）	プール遊びの約束 ボール、縄跳びの使い方 様々な遊具の使い方 遠足時担任より前に出ないで歩く 友達との間を開けずについていく バス乗車の約束、危険時のクラク ションの使い方（年少）（年中） 熱中症対策	交通安全教室の実施	散歩時の歩き方指導 雪の日の安全な外遊びの仕方

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全計画及び安全に関する取組の内容について、玄関ホールに掲示し、周知を図る。</li> <li>園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。</li> <li>家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全計画及び安全に関する取組の内容について、玄関ホールに掲示し、周知を図る。</li> <li>園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。</li> <li>家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全計画及び安全に関する取組の内容について、玄関ホールに掲示し、周知を図る。</li> <li>園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。</li> <li>家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全計画及び安全に関する取組の内容について、玄関ホールに掲示し、周知を図る。</li> <li>園だより（クラスだより）を活用し、取組内容の周知を図る。</li> <li>家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する</li> <li>入園時の説明会で取組内容の周知を図る。</li> </ul>

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1	火災避難訓練 消火訓練	引き渡し訓練（参観時） 防犯避難訓練 消火訓練	水害避難訓練 消火訓練	火災避難訓練 消火訓練	水害避難訓練 消火訓練	地震避難訓練 消火訓練
その他 ※2	心肺蘇生法 AED・エビペンの 使い方 送迎バスの見落とし 防止 SIDS防止	窒息緊急時の対応 （気道内異物除去） 不審者対応訓練		ヒヤリハット事例の 報告会		ポール・縄跳びの安全な使い方
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1	火災避難訓練 消防士の話 消火訓練	防犯避難訓練 地震避難訓練 消火訓練	水害避難訓練 消火訓練	地震避難訓練 消火訓練	火災避難訓練 消火訓練	防犯避難訓練 水害避難訓練 消火訓練
その他 ※2	119番通報避難訓練	不審者対応訓練	暖房の温度、室内の換気 衛生管理の研修	ヒヤリハット事例の報告会 感染症防止対策について 雪の日の注意事項		ケガの発生状況報告

※1 「避難訓練等」・・・認可外保育施設指導監督基準第3の1（2）の規定に基づき定期的実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
心肺蘇生法 AED	園長、主任、看護師、運転手
送迎用バスにおける見落としの防止	運転手、添乗する保育士



(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
外遊び時の職員の立ち位置や危険箇所の周知 固定遊具の使い方 出欠確認の仕方 門開閉時の注意、門当番の時の注意事項 睡眠時・食事時の注意事項（未満児） アレルギーの対応 心肺蘇生法 AED・エビペンの使い方 不審者対応 窒息緊急時の対応 送迎バスにおける見落とし防止	水遊びのマニュアル周知・監視員の徹底 雨上がりの遊具・階段の危険 児童、職員の熱中症対策 ボール・縄跳びの安全な使い方	不審者対応について 衛生管理の研修	雪の日の注意事項 暖房器具による事故防止について 感染症防止対策について

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

令和●年●月：SIDS 予防研修の受講  
 令和●年●月：虐待防止研修の受講

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

ヒヤリハット事例を収集し、職員のパソコンで誰でもいつでも共有できるようにする。  
 事故報告書の作成。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

登降園管理システムの活用。  
 朝 10 時無連絡園児への電話確認。  
 園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの徹底。  
 睡眠時無呼吸チェックタブレット活用。  
 地域の関係施設への訪問（交番、児童センター、学校等）



## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保（つづき）

- ④ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
  - ⑤ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
  - ⑥ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- 児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して児童の所在確認を徹底するようにしてください。
  - 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、職員間において情報共有を徹底するとともに、必要に応じて保護者への速やかな確認を行ってください。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保（つづき）

#### 送迎バスの置き去り防止について

- 送迎バスを運行する場合には、置き去り等事故防止の観点から、原則、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が同乗するようにしてください。子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、職員間で共有してください。
- 送迎バスの安全管理マニュアルを作成し、こどもの安全・確実な登園・降園の安全管理を徹底すること。（令和4年10月12日付け国通知「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」参照）
- 送迎バスに「ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置」（安全装置）を装備し、降車時の子どもの所在確認をすること。（安全装置は、令和6年3月31日までに装備が必要です。可能な限り令和5年6月末までに導入してください。）※補助については、令和5年4月以降の設置が対象となります。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保（つづき）

- ⑦ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ⑧ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ⑨ 以下の事故発生時には速やかに当該事実を本市（監査指導課）に報告すること。

※ 死亡または意識不明

※ 治療に要する期間が30日以上 of 事故

※ 事故報告書の様式は、本市ホームページ「届出保育施設（認可外保育施設）の運営状況報告・事故報告について」からダウンロード。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002543.html>

□ なお、感染症・食中毒が発生し、かつ保健所への報告基準に当てはまる場合、保健所に報告すること。保健所への報告基準や報告様式については、本市ホームページ「施設における感染症（呼吸器・消化器）の発生時の連絡及び報告」からご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000003743.html>

※感染症が発生した場合の監査指導課への報告は不要ですが、食中毒が発生した場合は、保健所へ提出する様式を監査指導課へも提出をお願いいたします。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保（つづき）

- ⑩ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ⑪ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

※ 施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。

※ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中の場面では重大な事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。

## ⑦ 健康管理・安全確保

### ◆安全確保（つづき） 参考

- 内閣府では、令和4年度に「教育・保育施設における事故に至らなかった事例（ヒヤリハット）の収集・共有等に関する調査研究」を実施しました。その調査研究を基に、**ヒヤリハット事例集**が公表されておりますので、下記URLから、ヒヤリハット事例集をご参照ください。**また、各施設内でも、重大事故の未然防止のため、ヒヤリハット事例の捕捉に努めてください。**

内閣府「教育・保育に関する報告・データベース」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

「令和4年度子ども・子育て支援調査研究事業 教育・保育施設における事故に至らなかった事例の収集・共有等に関する調査研究 報告書」参照

## ⑧ 利用者への情報提供

- ◆ 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに**掲示**しなければならないこと。（以下①～⑮が掲示する項目）
- ① 設置者の氏名又は名称
- ② 施設の管理者の氏名
- ③ 建物その他の設備の規模・構造
- ④ 施設の名称・所在地
- ⑤ 事業を開始した年月日
- ⑥ 開所している時間
- ⑦ サービスの内容・利用料（サービス内容や保護者負担等に変更が生じた場合は、変更内容及び変更理由を含む）
- ⑧ 入所定員
- ⑨ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額
- ⑪ 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容
- ⑫ 緊急時等における対応方法
- ⑬ 非常災害対策
- ⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑮ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

## ⑧ 利用者への情報提供

◆ 利用者との利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した**書面等を交付**しなければならないこと。（以下①～⑧が記載する項目）

- ① 設置者の氏名・住所又は名称・所在地
  - ② 当該サービス提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - ③ 施設の名称・所在地
  - ④ 施設の管理者の氏名・住所
  - ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
  - ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額
  - ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地、提携内容
  - ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名・連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

# ⑧ 利用者への情報提供

◆ 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための**契約の内容等について説明**を行うこと。

## □ 参考様式 (掲示様式)

(記載例)

(保育施設名)  
○○○○○

施設の所在地 〒○○○-○○○  
 ○○区○○○街○○○1-2-3 ABC  
 事業開始年月日 ○○年○○月○○日  
 設置者 ○○株式会社(代表者 ○○○)  
 理事長(施設長) ○○○

【利用予定者様へのご挨拶】

○ 保育時間  
 ○月曜日～金曜日 0:00～17:00(延長保育費○○円/時)  
 ○土曜・祭日 0:00～12:00(延長保育費○○円/時)  
 ○3歳児(0歳児5名、1・2歳児10名、3歳以上児(数字前まで)15名)

○ 保育内容・利用料金  
 ○月間保育料 \*\*××円～\*\*××円  
 ○一時預かり \*\*××円～\*\*××円  
 ○延長保育料 \*\*××円～\*\*××円  
 ※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。  
 ※上記料金は、別途食費(※××円)、おむつ代(※××円)等がかかります。

○ 保育従事者の配置  
 ○施設長(施設長) 1名、次のような保育従事者を配置しています。  
 ○○○～○○○ 8名(保育士6名、その他2名)  
 ○○○～○○○ 4名(保育士3名、その他1名) (延長保育時)

【休日・夜間保育】  
 ○○○～○○○ 8名(保育士6名、その他2名)  
 ○○○～○○○ 4名(保育士3名、その他1名)  
 ○その他の保育料金を追加させていただきます。

○ 設置者が過去に事業休止会社又は施設閉鎖会社を受けたお預かりの履歴に該当する場合は、その旨の内容を、お預かりいただいた保護者さまへお知らせいたします。

【施設情報】  
 ○ 施設の名称 敷設コンクリート造り  
 ○ 主な設備  
 ・保育室(2階○室) \*\*××㎡ ・調理室(2階○室) \*\*××㎡  
 ・給食室(2階○室) \*\*××㎡ ・その他 \*\*××㎡  
 ・乳児室(2階○室) \*\*××㎡ 廊下・階段 \*\*××㎡

【保育時間等に関する対応方法】  
 ○緊急時等に当たる対応方法  
 ○保育施設緊急時対応マニュアルを定めています。  
 ○提供する医療機関・所在地・提携内容  
 当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合に対応させていただきます。  
 また、月齢保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年○回の定期健康診断を実施します。

【お問い合わせ】  
 △△△病院  
 【所在地】 〒○○○-○○○ ○○○街○○○ 1-10-20

○ 保育料に関する情報の掲載・掲載更新・掲載金額

保育料 (内容)	
保育料 (内容)	**××××円

○ 保育料に関するお問い合わせ先  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。  
 ○お問い合わせのための留意  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。  
 ○保育料請求書発行対応マニュアルを定めています。

## (交付書面様式)

(記載例)

○○○○(施設名) 利用に当たって

令和○年○月○日

(契約者名) ○○○○ 様 (設置者名) ○○○○

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

○ 保育内容・料金

利用児童	○○○○(○年○月○日生、○歳○か月)
利用形態	月齢契約
利用期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
料 金	入会金 〇×〇×円(初回のみ)
	利用料 〇×〇×円
	その他 〇×〇×円

※利用料金は、別途食費、おむつ代等別記に定める料金表により、別表に添えて徴収いたします。

※詳しくは、別添の「○○○保育室利用のしおり」のとおりです。

○ 利用者に対しての保険の種類・保険金額  
 当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	
保険事故	
保険金額 (内容)	**××××円

※詳しくは、別添の「○○○保険のしおり」をご覧ください。

○ 提供する医療機関・所在地・提携内容  
 当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合に対応させていただきます。  
 また、月齢保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年○回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院  
 【所 在 地】 〒○○○-○○○ ○○○街○○○ 1-10-20

○ その他条件等  
 利用に当たっては、別添の「○○○保育室利用規約」記載事項を遵守してください。  
 ※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

(担当者氏名) ○○○○ (職名) 主任保育士 )  
 (電話番号) TEL 01-2555-0759  
 (受付時間) 午前8時～午後5時

【施設の概要】  
 ○ 施設の種類・所在地 ○○○保育室  
 ○○○街○○○1-2-3 ABCビル2階  
 ○ 設置者・住所 ○○○○  
 ○○○街○○○4-5-6  
 ○ 施設長・住所 ○○○○  
 ○○○街○○○7-8-9

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない「保育施設(認可外保育施設)」として、同法第59条の少なくとも都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。  
 【設置届出先】 姫路市(子ども未来局教育保育部保護課政策課) 079-221-2287

※ 本市ホームページ「届出保育施設 作成書類様式例・関連情報の提供について」からダウンロードできます。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002536.html>)





## ⑨ 備える帳簿等

◆ 職員及び保育している児童の状況を明らかにする**帳簿等を整備**しておかなければならないこと。

### ➤ 職員に関する帳簿等

- ① 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日
- ② 労働基準法等に基づき各保育施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等（5年間の保存義務。ただし、当分の間3年間）
  - (1) 労働者名簿
  - (2) 賃金台帳
  - (3) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（出勤簿など）

### ➤ 児童に関する帳簿等

- ① 児童の氏名
- ② 保護者の氏名・連絡先
- ③ 児童の生年月日
- ④ 児童の健康状態
- ⑤ 児童の在籍記録
- ⑥ 契約内容が確認できる書類

## 2 特定子ども・子育て 支援施設等

# 特定子ども・子育て支援施設等とは

以下の子ども・子育て支援施設等のうち、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、**確認**を受けたもの

(法第30条の11)

## 子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)

- ① 幼稚園 (特定教育・保育施設を除く)、特別支援学校 (幼稚園部に限る)
- ② **届出保育施設 (認可外保育施設) ※企業主導型保育事業を除く**
- ③ 認定こども園で実施する預かり保育事業
- ④ 幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業

※**企業主導型保育事業**は⑤⑥の事業を施設等利用費の支給に係る事業として行う場合は対象。  
法：子ども・子育て支援法

# 指導監査の確認項目

○ 「設置基準」と「運営基準」について指導監査します。

設置基準	認可外保育施設指導監督基準と同じ基準（届出保育施設の場合）
運営基準	無償化の対象施設にかかる基準

**運営基準**：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

No	運営基準	項目
①	第54条	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
②	第55条	利用料及び特定費用の額の受領
③	第56条	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
④	第58条	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知
⑤	第59条	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
⑥	第60条	秘密保持等
⑦	第61条	記録の整備

# 3 運營基準

# ① 運営基準（無償化の対象施設の基準）

## 第54条

教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

◆ 特定子ども・子育て支援の**提供日**、**提供日ごとの時間帯**、支援の**具体的な内容**、その他必要な事項が記録されているか。

<確認書類例>

- 保育計画（日課表、週案、月案等の指導計画等）
- 保育（業務）日誌
- 園だより
- 児童名簿、児童票、出席簿
- 連絡帳
- 乳幼児突然死症候群に対する注意（午睡チェック表）
- 給食献立表、食事の提供記録
- 食物アレルギー児の生活管理指導表

## ② 運営基準（無償化の対象施設の基準）

### 第55条

### 利用料及び特定費用の額の受領

- ◆ 保護者との間に締結した**契約**により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払いを受けているか。
- ◆ 特定費用は、支払いを求める金銭の**使途、額、理由**について**書面**により明らかにし、保護者に対して説明を行い**同意**を得ているか。

#### <確認書類例>

- 利用申込書
- 利用契約書
- 重要事項説明書
- 入園のしおり
- パンフレット

特定費用とは・・・

- ① 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- ② 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ⑤ ④に掲げるもののほか、特定子ども・子育てにおいて提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

【根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16】

### ③ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

#### 第56条

#### 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

◆ 保護者から利用料及び特定費用の支払を受けた際は、**領収証**を交付しているか。

◆ 領収証は、利用料と特定費用の額を**区分**して記載しているか。

<確認書類例>

□ 領収証の控え

◆ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に交付しているか。

<確認書類例>

□ 特定子ども・子育て支援提供証明書の控え

【参考：領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書参考様式】

姫路市こども保育課ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008832.html>



## ④ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第58条

施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

- ◆ 保護者が偽りその他**不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村（姫路市こども保育課）に**通知**しているか。

<確認書類例>

□ 通知

## ⑤ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

### 第59条

### 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

◆子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱い**を行っているか。

#### <確認書類例>

- 保育（業務）日誌
- 連絡帳
- 苦情処理簿

## ⑥ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第60条

秘密保持等

◆ **職員、管理者**は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。また、**職員であった者**に対しても秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。

<確認書類例>

□ 個人情報保護に関する誓約書

◆ 小学校、その他の関係機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書により保護者の同意**を得ているか。

<確認書類例>

□ 個人情報保護に関する同意書（本市ホームページ「令和5年度 届出保育施設等集団指導の資料提供」から参考様式ダウンロードできます。）

## ⑦ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

### 第61条

### 記録の整備

◆ 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。

<確認書類例>

【職員に関する記録】

- 労働者名簿、資格証明書、労働契約書等の労働条件を明示した書類、出勤簿、賃金台帳、就業規則、給与規程、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入関係書類、健康診断結果、研修記録など

【設備に関する記録】

- 消防計画、消防設備点検記録、建築確認済証・検査済証、防災計画、防犯対策計画、避難消火訓練、害虫駆除、事故発生防止対策、事故記録、ヒヤリハット、危機管理、衛生管理マニュアル（点検簿）など

【会計に関する記録】

- 経理規程、決算書、現預金等の出納管理簿など

◆ 次の記録を整備し、その完結の日から **5年間**保存しているか。

<確認書類>

- 子ども・子育て支援提供の記録
- 運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録

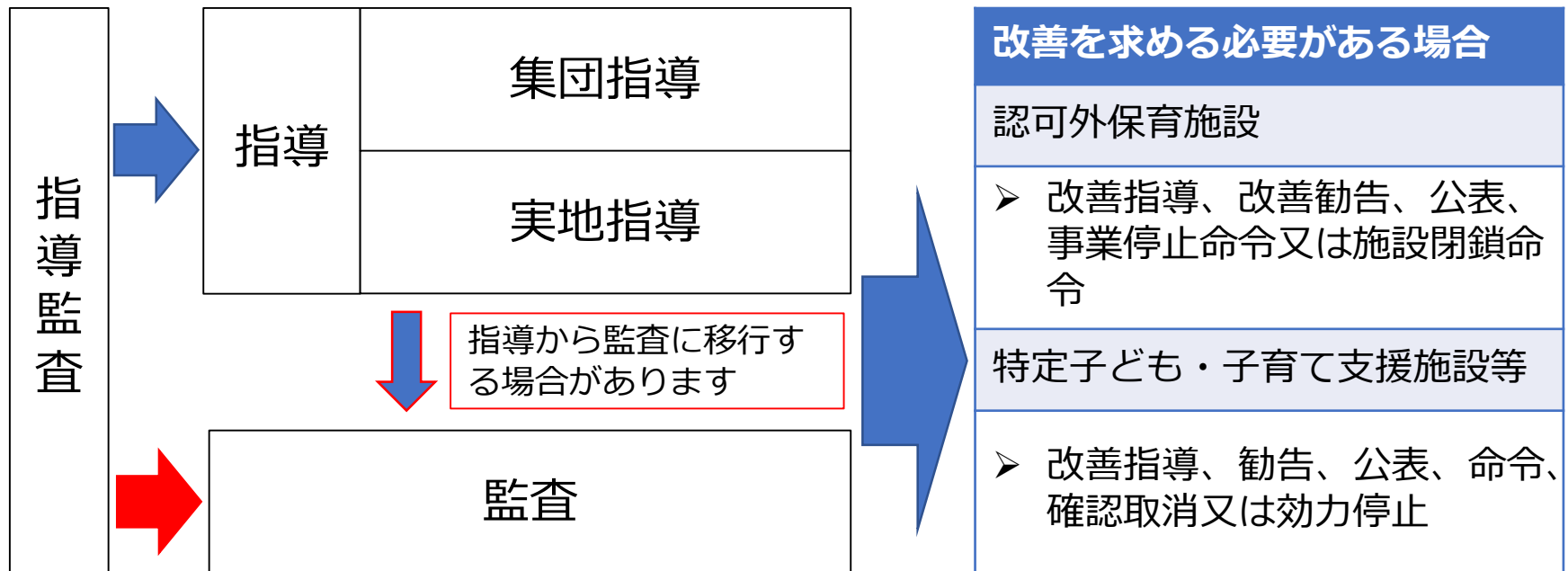
# 4 指導監査

# 指導監査

集団指導：年1回の開催を予定しています。

実地指導：定期的・計画的に対象施設を選定し実施します。

監査：重大事故の発生や施設に問題があり特に必要と認められる場合などに実施します。



# 5 過去の主な指摘事例

①～⑨ 「認可外保育施設指導監督基準」の項目Noを示す

①～⑦ 「運営基準」の項目Noを示す

# (1) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
①保育従事者の複数配置	主たる開所時間内において、保育従事者の配置が1人となっている時間帯があった。主たる開所時間内においては、保育従事者の数は概ね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であるほか、2人を下回ってはならないこと。
①保育士等の有資格者の配置	保育に従事する者に有資格者がいない。保育に従事する者の必要数の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師・准看護師の資格を有する者を配置すること。また、常時有資格者を1人以上配置すること。
②保育室の採光	保育室に採光に有効な開口部がないため、窓等の開口部を設けること。
③⑦消防計画の策定等	防火管理者の選任・届出及び消防計画の作成・届出を行っていない。早急に対処すること。
③⑦消防用設備の点検	消防用設備の点検を実施していなかった。消防法令の規定に従って当該点検業務に関する資格を有するものにより機器点検を6か月に1回、総合点検を年1回実施し、1年に1度、消防署へ報告すること。
③⑦消防用設備	以下の不備を現認したため、所管の消防署に確認した上で、場合によっては、建物の管理者と協議し、消防用設備の点検を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器等、法令上必要な点検が行われていないので、点検を行うこと。</li> <li>・誘導灯の点灯に不具合があるため、同様に点検を行うこと。</li> </ul>



## (2) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
③⑦消火訓練	避難訓練を毎月実施しているが、消火訓練は毎月実施していない。避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施し、消火用具の使用方法等を周知すること。
④⑦保育室を2階に設ける場合の条件	<p>保育室を2階に設ける建物について、認可外保育施設指導監督基準第4（1）に規定する下記の①または②の条件を満たしておらず、かつ、同基準第3（2）の主旨に従い、防火管理者の届出や消火訓練がなされていない。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②認可外保育施設指導監督基準4（1）口の表に掲げる（常用）欄（屋内又は屋外階段）及び（避難用）欄（屋外階段や待避上有効なバルコニー、等）に掲げる設備がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <p>同基準第4（1）を満たすことが困難な場合は、同基準第3（1）に規定する設備の設置（消火用具、非常口等）及び同基準第3（2）に規定する非常災害に対する具体的な計画の作成（消防署への届出等法定の手続きも含む。）及び定期的な訓練の実施について、特に留意すること。</p>
⑤⑦保育従事者の専門性の向上	職員に対する研修が未実施であり、保育所保育指針の周知もされていない。平成30年改定施行の「保育所保育指針」を園に備え、内容を理解させる機会を設けるなど、施設内外の研修への参加及び情報共有等により、保育従事者の人間性と専門性の向上に努めること。
⑤緊急時の連絡体制	保育施設付近の消防・医療機関等の連絡先の一覧表を整備し、全ての保育従事者へ周知すること。
⑥調乳室の衛生管理	調乳室の床に玩具が置かれていた。調乳室内は清潔区であるため、保管場所を見直し、衛生管理を適切に行うこと。

### (3) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
⑦乳幼児の健康診断	児童の健康状態確認のため、継続して保育する児童の入所時健康診断及び定期健康診断（1年に2回（歯については1年に1回））を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、結果の記録も行うこと。なお、施設において直接実施できない場合には、保護者から健康診断書又は母子手帳の写しの提供を受けても差し支えない。
⑦乳幼児の健康診断	乳幼児の健康診断として母子手帳の写しを提出させているが、母子手帳の提出のみであると概ね6か月毎に健康診断が実施できていない児童がいる。概ね6か月毎に健康診断を実施すること。なお、施設において直接実施できない場合、保護者から対象期間内の健康診断書等の提供を受けても差し支えない。
⑦⑦職員の雇入時健康診断	職員の雇入時健康診断を実施していない。常勤職員及び非常勤職員の4分の3以上勤務する非常勤職員を新たに雇用する場合は、労働安全衛生規則第43条に基づき雇入時の健康診断を実施すること。
⑦⑦職員の健康診断	職員の健康診断について、項目に漏れがある。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員の雇入時健康診断と定期健康診断を実施すること。
⑦⑦調理に携わる職員の検便	検便について、常勤職員のみ2か月に1回実施していた。また、非常勤職員でも調理に携わる職員がいるが、検便は実施していなかった。常勤・非常勤に係わらず、調理に携わる職員（盛り付けや食器の洗浄等調理室での作業を行う職員を含む。）は、おおむね月1回検便を実施すること。

## (4) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
⑦感染症予防	流し台に共用のタオルが掛けてあった。職員用であっても感染症予防のため、タオルの共用はしないこと。ペーパータオル等を使用することが望ましい。
⑦感染症罹患後の再登園	<p>・再登園の判断が医師の判断であることを保護者から口頭で確認しているが、その記録を行っていない。「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨を記録しておくこと。</p> <p>【※】本市では、治癒後の再登園について、医師の治癒証明の提出を求めることは感染症対策として効果的ではなく子どもや医療機関の負担となるため、再登園に問題がないことは、保護者が医師に確認したことを口頭で聞き取り、記録することとし、医師の証明書（意見書）は不要としています。</p> <p>よって、施設においては、「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の記録又は保護者が記入の書面（登園届）を保管してください。</p>
⑦①アレルギー疾患の把握	アレルギー疾患（食物アレルギーを含む）のある児童については、保護者への聴き取りのみで確認し、対応している。アレルギー疾患のある児童には、医師の診断及び指示（＝生活管理指導表）に基づき、適切な対応をすること。
⑦プールでの監視	プール遊びについて、保育士2人がプールに入り指導を行っていたが、全体を監視する役目を担っている職員はいなかった。安全対策のため、指導する保育士とは別に全体を広く監視する職員を配置すること。

## (5) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
⑦安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液や洗剤等は、園児の手の届かない場所で管理すること。</li> <li>・ 消毒液等を容器に詰替えて使用する場合、内容物が分かるように容器に表示すること。</li> <li>・ 低位置のコンセントは、不使用時はカバーをするなど感電防止策を行うこと。</li> <li>・ マグネットは、球形の場合直径4.5 cm以下、球形でない場合直径3.8 cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。</li> <li>・ 重量物については地震等に備えた転落防止対策を講じること。</li> <li>・ 保育室内掲示物に画びょうを使用しているので、代替措置をとるか、落下防止対策を講じること。</li> <li>・ 午睡中の保育室は、子どもの顔色が確認できる明るさを確保すること。</li> </ul>
⑦救命措置の訓練	職員に対する救命措置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
⑧施設及びサービスに関する内容の掲示	施設のサービスを利用しようとする者が、見やすい場所に必要な事項を掲示する義務があるところ、掲示がされていない。適切に掲示を行うこと。
⑧施設及びサービスに関する内容の掲示	施設内に掲示している施設及びサービスに関する情報について、必要な項目が記載されていないため、漏れなく記載すること。
⑧サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	サービス利用者に対する契約内容の書面について、必要な項目が記載されていないため、漏れなく記載した上で、交付すること。

## (6) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
⑨⑦労働者名簿	労働基準法第107条に基づき整備が必要な労働者名簿は、所定の事項を記載し、施設に備え付けること。（所定の事項：氏名・生年月日・履歴・性別・住所・雇入年月日・解雇又は退職年月日と理由・死亡年月日とその原因）
⑨⑦賃金台帳	賃金台帳について、事業場ごとの備え付けが義務づけられているため、備え付けること。
⑨⑦労働契約書	労働契約書を保存していなかった。労働契約書を保存しておくこと。（労働基準法第109条の規定により起算日より5年間保存すること。なお、現在、法改正の経過措置として当分の間3年間の保存を要する。）
⑨⑦労働契約書等の労働条件の明示	職員の雇用時に労働契約書、労働条件通知書等を交付していなかった。職員の雇用にあたり、労働基準法等に基づき、労働条件を明示すること。
⑥秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者及び職員（離職者を含む）は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならないため、秘密保持のための措置として、職員から個人情報の保護に関する誓約書等の提出を受けるなど、必要な措置を講じること。</li> <li>・ 小学校等他の機関に子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。</li> </ul>
⑦会計に関する記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程が定められていないため、定めること。</li> <li>・ 経理規程に基づき現預金等の出納管理簿を整備すること。</li> </ul>

# 6 姫路市主催の研修計画 (監査指導課主催分)

# 研修計画

- ▶ 適正な施設運営の確保、設置者・管理者・保育従事者等の資質の向上を図ることを目的として実施しており、ほぼ全ての施設が積極的に参加されています。

## 令和5年度 研修計画

食中毒予防研修	5/30
保育士・保育教諭 初任者研修	6/27
事故防止研修	8/4
SIDS 予防研修	7/14
非常対策研修 (BCP)	8/31

虐待防止研修	9/14
感染症対策研修 (児童施設管理者)	9/29
マネジメント研修	10/4
食育研修	10/11
感染症対策研修 (初任者)	10/20
労務管理研修	1月頃

# 7 姫路市独自の呼称

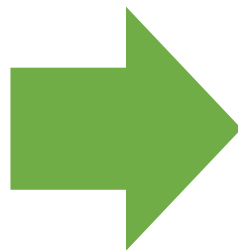


# ① 認可外保育施設の呼称

○令和2年4月1日から認可外保育施設の呼称を「届出保育施設」、「適合届出保育施設」として姫路市独自に設けます。

## 認可外保育施設

- ① 「認可外」の名称は、法律で認められていないようなイメージや冷たい響きがある。
- ② 認可外保育施設のうち、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設と満たしていない施設との見分けが難しい。



## 届出保育施設

- ① 認可外保育施設は児童福祉法上、届出の義務が規定されており、法律上の文言を使用し、「届出保育施設」と呼称。

## 適合届出保育施設

- ① 届出保育施設のうち、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設を「適合届出保育施設」と呼称。
- ② 適合届出保育施設には、姫路市オリジナルの適合証明を交付し、施設の入口などに掲示してもらう。

## ② 適合証明の交付・掲示

- 「適合届出保育施設」には、姫路市オリジナルの**適合証明**を交付します。

- 施設の入口などに掲示してもらうことで、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設と満たしていない施設との見分けが容易になります。



適合届出保育施設

〇〇〇〇保育園

立入調査の実績

2020. 〇. 〇



令和2年(2020年)〇月〇日付、認可外保育施設指導監督基準を満たすことを確認。

姫路市

# 8 变更届

## ① 届出保育施設事業内容等変更届

○既に届出済みの届出保育施設において、下記の届出事項の内容に変更が生じた場合、必要な書類を添えて**変更の日から1か月以内**に、市（幼保連携政策課 監査・指導担当（**監査指導課**内））に変更の届出をしてください。（児童福祉法第59条の2第2項）

※変更届の様式等は市（同課）のホームページに掲載しています。

### 変更の届出が必要な事項

1. 施設の名称および所在地
2. 設置者の氏名および住所、または名称および所在地
3. 建物その他の設備の規模および構造  
（「各室面積のわかる施設平面図（新・旧）」の添付が必要です。）
4. 施設の管理者の氏名および住所
5. 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容を含む）※R3.5.1施行

## ② 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

○特定子ども・子育て支援施設等の下記の確認事項に変更が生じた場合、必要な書類を添えて変更の日から10日以内に、市（**幼保連携政策課**）に変更の届出をしてください。（子ども・子育て支援法第58条の5）

※変更届の様式、必要な添付書類等は市（同課）のホームページに掲載しています。

### 変更の届出が必要な事項

1. 設置者（法人等）の名称
2. 設置者（法人等）の主たる事務所の所在地・電話番号・FAX・メールアドレス
3. 設置者（法人等）の代表者の職名・氏名・住所・生年月日
4. 施設・事業所の名称
5. 施設・事業所の所在地・電話番号・FAX・メールアドレス
6. 施設・事業所の管理者（園長等）の職名・氏名・住所・生年月日
7. 役員の氏名・住所・生年月日
8. 特定子ども・子育て支援に要する費用の額（利用料金等）
9. 特定子ども・子育て支援事業を実施する時間

# 9 その他・参考

# ①-1 厚生労働省資料「指導監督基準」動画等

## 「認可外」だけ 「何でもあり」じゃない!

- 子どもたちの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、子どもの預かりを行う者の責務として「認可外保育施設指導監督基準」を守っていただくことが必要です!
- 認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。
- また、ただちに事故に繋がらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。
- 都道府県等は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。



## 認可外保育施設 指導監督基準とは?

わかりやすく解説した  
動画があります!

### 認可外保育施設が 守るべき8項目

認可外保育施設の運営者の方、勤務する職員の方が守るべき基準を分かりやすく解説した動画です。なかなか基準について学ぶ時間が取れず、内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます。



動画はこちら →



認可外保育施設の運営者の方  
認可外保育施設で働かれている方へ

まずはここを  
おさえましょう!

## 認可外保育施設の 運営のポイント



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

企画・制作:株式会社小学館集英社プロダクション



# ①-2 厚生労働省資料「指導監督基準」動画等

## 認可外保育施設 での事故

認可外保育施設では、以下のような要因から痛ましい事故が発生しており、死亡事故は16年間で合計**140件**\*にのぼります。

- 園長からの虐待
- 食事時の窒息



こうした事故の多くは、指導監督基準が守られていない施設で起きており、事故をなくしていくためにも、指導監督基準をすべての施設において守っていただくことが重要です。



なお、事故を起こした場合、多額の損害賠償が発生するケースもあります。

実際に、平成27年に起きた認可外保育施設での1歳児の死亡事故では、**5,700万円以上の損害賠償請求が認められました。**

\*「教育・保育施設等における事故報告集計」より、平成16年～令和元年の件数

## 基準を満たさないと…

### ✓ 施設の閉鎖を求められることも…

都道府県等の指導監督により、施設に対する「改善指導」・「改善勧告」、施設名などの「公表」の措置を通じて改善を図り、改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令」または「施設閉鎖命令」を行います。

### ✓ 保育料無償化の対象外となります…

認可外保育施設は、子ども子育て支援法の施行（令和元年10月）により、保育料無償化の対象とされています。

**令和6年10月以降は、指導監督基準を満たさない施設については、保育料無償化の対象ではありませんので、ご注意ください。**

## 基準を満たすことによるメリット

### ✓ 保育料無償化の対象となります！

### ✓ 税制上の優遇措置があります！

指導監督基準を満たす施設の利用料に係る消費税は非課税になります。

### ✓ その他、各自治体において、基準を満たす施設に対する支援がある場合があります！

## 認可外保育施設を 開設するときのルール

**保育を目的とする施設\***（小規模の施設やベビーシッターを含む）を開設した場合は、**開設後1ヶ月以内に届出が必要**です！

\*教育目的である施設であっても、乳幼児が保育されている実態があれば届出を行う必要があるため、届出の必要性については、都道府県等へお問い合わせください。

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている施設の設置者は、**50万円以下の過料に処されます。**  
(<http://www.acsa.jp/htm/license/>)

## 働く職員の資格についてのルールも 守ってください！

認可外保育施設で働く職員には、一定の資格が必要です。特に、ベビーシッターとして働く場合は、保育士又は看護師（准看護師を含む）資格を有していない場合、都道府県等が実施する研修を受ける必要があります。研修の受講を希望する方は、各都道府県等におたずねください。



## 見落としがちな基準も忘れずに…

このほか、見落としがちな基準の項目についてまとめたチェックリストもあります。

チェックリストは**こちら** →

\*[10 認可外保育施設関係]の項目に掲載されています。





## ② 情報共有のためのシステム

○令和2年9月から「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」が構築され各施設の情報が見覧できるようになっています。  
 (<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>)

### 認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム

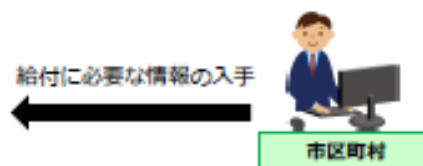
#### 【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。

#### 【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の選択に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを当該システムに追加する。

#### 【業務フロー】

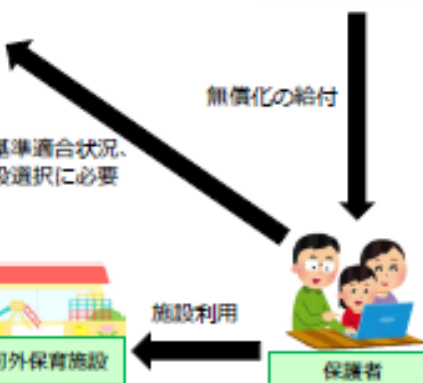


#### 【登録する情報】

- ・施設基本情報（施設名、所在地など）
- ・**指導監督基準適合証明書交付の有無**
- ・施設設備情報（構造、面積など）
- ・利用定員、利用児童数
- ・サービス内容（開所時間、サービス種別など）
- ・前年度監査実績（基準適合の有無など）
- ・その他（保険の種類、提携医療機関など）



施設基本情報や基準適合状況、監査実績など施設選択に必要な情報の入手



※内閣府資料抜粋

### ③ 立入調査結果の姫路市HP公表について

- 事業所内保育施設においては、令和元年7月から届出対象施設となっているため、他の届出保育施設と同じように令和5年度より姫路市のホームページで立入調査結果及び改善状況を公表いたします。

引き続き適正な運営を  
お願いします。



しろまるひめ